

# 掛川市有機農業PRパンフレット作成業務仕様書

## 1 業務名

掛川市有機農PRパンフレット作成業務

## 2 事業目的

国の定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目標に掲げており、掛川市も目標実現に向け、有機農業拡大の取組を推進している。

この取組の一環として、本事業は、市内で有機農業により生産された農作物の魅力を、消費者にパンフレットで分かりやすく効果的にPRすることで、販路拡大を図ることを目的として実施するものである。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月27日（月）

## 4 業務内容

パンフレット制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、次に記載のない重要事項については、市と受託者で協議の上、決定する。

### (1) 企画及び構成

プロポーザルにおける提案内容により、市と受託者で協議の上、内容を決定する。

### (2) 撮影

企画構成に基づき、パンフレットの作成に必要な写真の撮影を行う。

なお、次の内容は本業務に含むものとする。

ア 資料及び素材の収集

イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

### (2) パンフレットの制作、印刷、製本

撮影した写真の加工のほか、デザイン、文章作成、ライティング、レイアウト、編集、校正、印刷等パンフレット作成に必要な全ての作業を行う。なお、パンフレットに記載する施設等の名称や説明等は、受託者の責任の下、施設等の管理者に確認を行うものとする。

パンフレットの要件については、次のとおりとする。

ア 市の豊かな自然と有機農業に取り組む人々、生産された農作物の魅力を盛り込み、市及び農作物の魅力が伝わりやすいパンフレットに仕上げること。

イ 使用する写真は、原則、本業務において新規に撮影したものとする。

ただし、天候等の原因により撮影が困難な場合や、その他の理由で適当な写真が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用写真を使用することも可とする。借用写真を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

ウ 掲載記事の原稿は、受託者自らの責任において取材、作成、校正するものとし、掲載予定の原稿を必ず取材先に事前に確認すること。

エ 校正は、最低でも2回とし、発注者の構成期間を確保するとともに、構成内容は、次回校正原稿に反映させること。

オ 二次元コード等を活用し、市ホームページ等と連携させること。

## 5 成果品

### (1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において写真等に関する著作権処理を済ませたものであること。

ア 制作部数

10,000部

イ 規格

体裁、紙質等：サイズ、紙質及び綴じ方は、提案事項とする。

ページ数：提案事項とする（10ページ程度を想定）

印刷：オールカラー

ウ 電子媒体の作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

(ア) パンフレットのPDFファイル（HP掲載用）

(イ) 中間生成物データ

写真、図表、イラスト、文章等

エ 撮影素材一覧表 1部

撮影素材及び撮影場所の一覧表を作成すること。

### (2) 成果品の不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示に基づき、

受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

## 6 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務の実施前に作業計画書及び行程表を市に提出し、全行程における運営管理（作業ごとの進捗状況や、市への状況報告等）を徹底すること。

## 7 留意事項

(1) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任により当該問題を解決すること。また、受託者は、当該問題により市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者は、本業務に関連する事故等が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

(4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

(5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項は、市と受託者で協議の上、決定する。

## 9 業務の適切な実施に関する事項

### (1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

### (2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た個人情報については、掛川市個人情報保護条例（平成17年4月1日掛川市条例16号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。